

平成 20 年度業務における自己評価について

高速道路機構では、業務の効率性及び透明性の向上を図るため、業務全体について自己評価を行い、その結果を公表することとしています。

当機構内に設置した内部統制委員会において審議した平成 20 年度における業務の自己評価の概要については、次のとおりです。

1. 高速道路利便増進事業への取組み

「安心実現のための緊急総合対策」及び「生活対策」等に対応するため、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」及び国の基本方針に基づき、意見募集を実施して、高速道路料金の引下げ及びスマートインターチェンジの整備を行う「高速道路利便増進事業に関する計画」を高速道路会社と共同で作成しました。合わせて、高速道路貸付料の減額等の措置を講じるため、21 年 3 月に 3 兆円の債務を国に承継しました。

2. 債務の確実な返済のための取組み

(1) 資金調達については、今後の金利上昇リスクを軽減し、債務返済の確実性を高めるため、20 年以上の超長期債の発行に努め、債務返済に充てる資金を調達しています。

20 年度は、総額 2 兆 9,296 億円の資金を調達しました。このうち、政府保証債については 20 年債及び 30 年債を 2,601 億円、財投機関債については 40 年債 1,098 億円を含む 20 年以上の超長期債を 3,579 億円調達しました。

この結果、20 年度に調達した資金の平均コストは 1.76%で、協定に基づき作成した機構の業務実施計画で設定している 20 年度の調達コスト 3.5%を下回っています。

(2) 20 年度の収支状況については、貸付料は計画を下回るものの、一般管理費は計画を上回る削減ができる見込みであり、金利コストも計画を下回る状況にあることなどから、20 年度末時点における有利子債務残高は、計画値 31.1 兆円を下回る見込みです。

(3) 適正かつ効率的な業務運営を図るため、管理職配置の見直し、人件費を含む一般管理費の削減等による業務コストの縮減に努めました。

また、19年12月に策定した「随意契約見直し計画」の趣旨を踏まえ、契約手続を適切に実施し、事務所の賃借など随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、全て一般競争入札等に移行しました。

- (4) 高速道路会社の経営努力を助長するための助成金については、20年度において、工事の途中段階における認定を含む27件に対して、会社の経営努力要件適合性の認定を行いました。引続き33件の申請を受けており、今後も積極的な運用を図ってまいります。

なお、これまでに認定した案件で、工事が完了した6件について、約9千万円の助成金を交付しました。

3. 道路資産の保有・貸付け

東海北陸自動車道（飛騨清見～白川郷）の開通など計88.5kmの新規供用と、21年3月の南風原道路5.1kmの無料開放により、年度末における高速道路の保有・貸付延長は、供用区間が9,241km、新設区間を合わせた総延長は9,988kmとなりました。

安全で利便性の高い高速道路を次世代に引き継ぐため、19年度の維持、修繕、その他の管理の状況については、20年8月に高速道路6会社から「維持、修繕その他の管理の報告書」により報告を受けており、当機構のホームページにおいても公表しています。あわせて、機構は、会社の道路資産の管理状況を実地に確認しており、20年度においては6回実施しました。

また、道路占用許可等の道路管理者権限を適正に行使するため、「高架下利用等審議会」を開催しています。20年度においては、高架下利用計画及び高速道路と連結する利便施設等19件について審議を行いました。

4. 積極的な情報開示

機構の業務運営の透明性を高め、説明責任を果たすため、情報公開に取り組みました。

20年8月7日には、19年度決算の公表に合わせて、全国路線網、地域路線網（4路線網）及び一の路線（9路線）ごとの債務返済の計画と実績の対比及び差異の理由、セグメント情報、高速道路収支関連情報等の機構の財務状況に関するより詳細な情報についても公表を行いました。

また、機構の業務の枠組みや、19年度業務の実施状況、19年度決算の概要等をコンパクトにまとめた「高速道路機構の概要2008」を20年9月に、詳細な開

示情報を一冊にまとめた「高速道路機構ファクトブック 2008」を 20 年 11 月に発行しました。

ホームページについては、20 年 4 月 1 日よりトップページを中心に見直しを行い、より効果的な広報・情報公開に努めました。また、利便増進計画の作成にあたっては、高速道路会社と共同して意見募集用専用ホームページを開設し、多くのご意見をいただきました。高速道路料金引下げの実施にあたっては、案内ページを設け、多くのアクセスをいただいています。

5 . その他

国土交通省独法評価委員会の「平成 19 年度業務実績評価調書」における「課題・改善点、業務運営に対する意見等」に対して、別紙のとおり対応してきました。

20 年度における業務の概況は以上のとおりです。21 年度は、当機構の現中期計画の最終年度となります。今後もより一層の業務の効率化を図るとともに、最新の全国交通需要推計や昨今の社会経済情勢の変化を踏まえ、債務の確実な返済に向けて、適切に対応してまいります。

以 上

平成19年度業務実績評価調書における「課題・改善点、業務運営に対する意見等」への対応状況

課題・改善点、意見等	対応状況
<p>・高速道路会社による高速道路の新設等に要する費用の縮減、料金施策等の利用促進策、新たな技術開発、環境施策等を促すため、機構として引き続き積極的な取り組みを期待したい。</p>	<p>・高速道路会社の経営努力を助長するための助成金については、20年度において、「高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会」で審議し、27件の案件に対して、会社の経営努力要件適合性を認定した。</p> <p>その際、工事の途中段階においても経営努力要件適合性を認定する仕組みの運用に、積極的に取り組んだ。（経営努力要件適合性を認定した27件のうちの25件、引続き申請を受けた33件は、この仕組みに基づくものである。）</p> <p>・高速道路会社と共同して料金割引を含む高速道路利便増進事業に関する計画を作成した。</p> <p>・各高速道路会社において、環境報告書・CSR報告書が作成・公表されたことから、これらについて機構ホームページを通じて周知を図った。</p> <p>・民間企業における環境施策の取り組み状況を調査し、パンフレットを作成し、各高速道路会社への情報提供を図った。</p>
<p>・「随意契約見直し計画」の趣旨を踏まえ、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等を採用し、引き続き、随意契約の適正化の推進に努める必要がある。</p>	<p>・「随意契約見直し計画（19年12月21日）」の趣旨を踏まえ、契約手続を適切に実施し、事務所の賃借など随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、全て一般競争入札等に移行した。</p>
<p>・給与水準が国家公務員と比べて高いものとなっているところであり、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、適材適所の人員配置を進める等、引き続き改善の努力を求めたい。</p>	<p>・当機構の人件費については、「行政改革の重要方針」を踏まえ、18年度から22年度までの5年間に於いて、5%以上削減するよう取り組んできたところであり、20年度は、17年度の年間換算額（実績ベース）と比較して概ね3%を削減するという年度計画の目標を上回る見込みである。</p> <p>・効率的な運営に資する組織のあり方について検討を行い、管理職一部見直し（経理部企画審議役（部長級）に代えて、調査役（課長級））を行うなど（6月実施）、適材適所の人員配置に努めた。</p>
<p>・情報公開にあたっては、今後も、国民の理解と支持を得ていくため、利用者にとって価値のある情報をわかりやすく提供する等、公開内容の充実を図り、より積極的な公開を期待したい。</p>	<p>・20年4月1日にホームページをリニューアルし、使いやすさの向上を図るとともに、提供する情報内容の充実に努めた。</p> <p>・20年8月7日に19事業年度決算発表に合わせて開示する高速道路事業関連情報について記者発表し、積極的な情報公開に努めた。</p> <p>・20年11月にこれまで開示してきた情報を一冊に取りまとめた「高速道路機構ファクトブック2008」を作成し、高速道路事業の全体像を出来るだけ分かりやすく提供することに努めた。</p>